

新規上場申請のための半期報告書

(第17期中)
自2024年11月1日
至2025年4月30日

クラシコ株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2025年10月1日

【中間会計期間】 第17期中(自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)

【会社名】 クラシコ株式会社

【英訳名】 Classico, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大和 新

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目5番12号

【電話番号】 03-6427-4767 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 相馬 知明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目5番12号

【電話番号】 03-6427-4767 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 相馬 知明

目 次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	5
第3【提出会社の状況】	6
1【株式等の状況】	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	15
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	16
(5) 大株主の状況	17
(6) 議決権の状況	18
2【役員の状況】	19
第4【経理の状況】	20
1【中間財務諸表】	21
(1) 中間貸借対照表	21
(2) 中間損益計算書	22
(3) 中間キャッシュ・フロー計算書	23
2【その他】	29
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	30

[期中レビュー報告書]

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第17期 中間会計期間	第16期
会計期間		自 2024年11月 1 日 至 2025年 4月 30日	自 2023年11月 1 日 至 2024年10月 31日
売上高	(千円)	1,694,665	3,086,141
経常利益	(千円)	36,034	54,589
中間（当期）純利益	(千円)	30,857	28,357
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	753,731	499,000
発行済株式総数			
(普通株式)		1,175,000	1,175,000
(A種優先株式)	(株)	320,000	320,000
(B種優先株式)		164,125	—
純資産額	(千円)	1,109,769	569,449
総資産額	(千円)	2,706,770	1,917,630
1株当たり中間（当期）純利益	(円)	26.26	24.13
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益	(円)	19.65	18.97
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	41.0	29.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△316,760	△106,710
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△11,189	△50,926
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	640,266	121,512
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	(千円)	525,770	213,453

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は、第16期中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、第16期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 当社は2025年7月15日開催の取締役会決議により、定款に定める取得条項に基づき、2025年8月4日付ですべてのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式及びB種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式は、2025年8月4日付で会社法第178条の規定に基づきすべて消却しております。
6. 当社は2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月5日付で当社普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。そのため、1株当たり中間（当期）純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益は、第16期の期首に当該分株式分割が行われたと仮定して算出しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は前中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、前年同中間会計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は2,534,637千円となり、前事業年度末に比べ777,598千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が312,316千円、商品が321,317千円増加したことによるものであります。固定資産は172,133千円となり、前事業年度末に比べ11,541千円増加いたしました。これは有形固定資産が5,503千円、投資その他の資産が8,393千円増加したものの、無形固定資産が2,355千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は2,706,770千円となり、前事業年度末に比べ789,140千円増加いたしました。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債は1,539,317千円となり、前事業年度末に比べ221,502千円増加いたしました。これは主に買掛金が96,219千円、短期借入金が80,000千円、1年内返済予定の長期借入金が25,434千円増加したことによるものであります。固定負債は57,683千円となり、前事業年度末に比べ27,317千円増加いたしました。これは長期借入金が27,317千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は1,597,000千円となり、前事業年度末に比べ248,819千円増加いたしました。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は1,109,769千円となり、前事業年度末に比べ540,320千円増加しました。これは、第三者割当増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ254,731千円増加したこと及び中間純利益の計上により利益剰余金が30,857千円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は41.0%となりました。

(2) 経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、トランプ関税を受け輸出が下押しされることなどから成長率は鈍化する見通しであるものの、個人消費やインバウンド需要を中心に緩やかに回復基調が見られました。

当社の主要顧客である医師、看護師等の医療従事者におきましては、人口動態変化による医療・介護需要に伴う医療人口の増加や感染防止のための医療用アパレルの需要枚数の増加により国内メディカルアパレルの需要は増加傾向にあります。

そのような環境の中で当社は、「医療現場に、感性を。」をMISSIONとして掲げ商品の企画・開発・販売を行っております。当中間会計期間においては、『スクラブをキャンバスに。もっと楽しく。』をコンセプトに、業界の垣根を越えたコラボレーションラインであるScrub Canvas Clubにおいて、複数のコラボ商品を開発し発売を行い、新たな顧客層の獲得を進めてまいりました。また、定番商品の新色の追加や法人向けの工業洗濯対応商品をECサイトや店舗においても展開を行い、既存顧客に対しても新たな商品の選択肢を提供することでリピート注文の促進を行いました。

以上の結果、当中間会計期間における売上高は1,694,665千円、営業利益は45,974千円、経常利益は36,034千円、中間純利益は30,857千円となりました。

なお、当社の事業は、メディカルアパレル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ312,316千円増加し、525,770千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は316,760千円となりました。これは主に、税引前中間純利益36,034千円の計上や仕入債務の増加額96,219千円があった一方で、棚卸資産の増加額300,656千円、前渡金の増加額146,443千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は11,189千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出7,578千円、敷金及び保証金の差入による支出3,280千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は640,266千円となりました。これは短期借入金の純増加額80,000千円、長期借入れによる収入80,000千円、株式の発行による収入507,515千円があった一方で、長期借入金の返済による支出27,249千円があったことによるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当中間会計期間における研究開発活動の金額は、9,267千円であります。

なお、当中間会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

該当事項はありません。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、下記の通り資本業務提携を締結しております。

相手先の名称	契約名	契約締結日	契約期間	契約の目的
MNインターファッション株式会社	資本業務提携に関する覚書	2025年1月31日	2025年1月31日から原契約の終了日まで	①当社が企画及び発注し、MNインターファッションが生産または取り扱う商品の拡販、②当該商品に係る当社の顧客の満足度向上、③MNインターファッションの日本国内におけるユニフォーム事業のポートフォリオ拡充及び既存事業とのシナジー創出、④グローバル市場における協業、⑤当社の商品調達戦略策定・実行におけるMNインターファッションとの協業

(注) 1. MNインターファッション株式会社との原契約の契約期間は以下の通りとなります。

- (1) 本契約の有効期限は、本契約締結の日から1年間とする。但し、当該有効期間満了日の1か月前までにMNインターファッション株式会社及びクラシコ株式会社いずれからも相手方に対する文書による別段の意思表示がない限り、有効期間は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後もこの例による。
- (2) 前項の規定に拘らず、MNインターファッション株式会社は本契約有効期間中何時でも文書による1か月前の予告をもって本契約を解除することができる。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000
A種優先株式	120,000
B種優先株式	100,000
計	720,000

- (注) 1. 2025年1月30日開催の臨時取締役会の決議に基づき、2025年2月5日付で第三者割当増資による新株式の発行に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は100,000株増加し、720,000株となっております。
2. 2025年8月5日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式及びB種優先株式に関する定款の定めを廃止いたしました。また、2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月5日付で当社普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行い、併せて発行可能株式総数を増加させております。これにより、発行可能株式総数は6,273,560株増加し、6,993,560株となっております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間 末現在発行数(株) (2025年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年9月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	235,000	1,748,390	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
A種優先株式	64,000	—	非上場	単元株制度は採用しておりません。
B種優先株式	33,125	—	非上場	単元株制度は採用しておりません。
計	332,125	1,748,390	—	—

- (注) 1. 2025年7月15日開催の取締役会において、A種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月4日付で自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したすべての当該優先株式は2025年8月4日付で会社法第178条の規定に基づきすべて消却しております。なお、2025年8月5日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月5日付で当社普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,328,500株増加し、1,660,625株となっております。
3. 2025年8月5日開催の臨時株主総会決議により同日付で定款の一部を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
4. 2025年8月5日付で第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の権利行使により、普通株式の発行済株式数が87,765株増加し、1,748,390株となっております。
5. 種類株式の内容は以下のとおりであります。

1. 剰余金の配当

- (1) 当会社は、剰余金の配当をするときは(配当財産の種類を問わない。)、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(B種優先株主と併せて以下「B種優先株主等」という。)及びA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(A種優先株主と併せて以下「A種優先株主等」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(普通株主と併せて以下「普通株主等」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、15,380円(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合その他これに類する事由が生じた場合には適切に調整される。)に5%を乗じて得られる額(50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数金額を1円として計算する。以下「B種年間優先配当額」という。)の配当(以

下「B種優先配当」という。)を、A種優先株式1株につき、9,400円(但し、A種優先株式につき、株式分割、株式無償割当て、株式の併合その他これに類する事由が生じた場合には適切に調整される。)に5%を乗じて得られる額(50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数金額を1円として計算する。以下「A種年間優先配当額」という。)の配当(以下「A種優先配当」という。)をする。但し、すでに当該事業年度に属する日を基準日とするB種優先配当及びA種優先配当をしたときは、かかるB種優先配当の累積額及びA種優先配当の累積額をそれぞれ控除した額とする。

- (2) 当会社が剰余金の配当を行う額が、ある順位の配当を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の配当を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により配当を行う。
- (3) ある事業年度においてA種優先株主等及びB種優先株主等に対してした剰余金の配当の額が、A種年間優先配当額及びB種年間優先配当額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 当会社は、A種優先株主等及びB種優先株主等に対して、A種年間優先配当額及びB種年間優先配当額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産(その種類を問わない。以下同じ。)の分配をするときは、B種優先株主等及びA種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、B種優先株式1株につき15,380円(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があつた場合には、適切に調整される。)を、A種優先株式1株につき9,400円(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があつた場合には、適切に調整される。)を分配する。
- (2) 当会社が残余財産の分配を行う額が、ある順位の残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。
- (3) A種優先株主等及びB種優先株主等に対しては、第1号のほか、残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

- (1) A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (2) B種優先株主は、株主総会及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

4. 謙渡制限

当会社の発行するA種優先株式又はB種優先株式を謙渡によって取得するには、取締役会の承認を要する。

5. 金銭と引換えにする取得請求権(償還請求権)

- (1) A種優先株主及びB種優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として30日間(以下、本項において「取得請求期間」という。)に限り、保有するA種優先株式及びB種優先株式の全部又は一部を当会社が取得しその取得と引換えに本項の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。かかる権利を本項において以下「本請求権」という。
- (2) 前号の請求は、対象とするA種優先株式及びB種優先株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。
- (3) 本項によるA種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、1株当たり9,400円(以下「A種取得金額」という。(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があつた場合には、適切に調整される。))とする。
- (4) 本項によるB種優先株式の取得と引換えに交付される金銭は、1株当たり15,380円(以下「B種取得金額」という。(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があつた場合には、適切に調整される。))とする。
- (5) 本項による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となつたA種優先株式又はB種優先株式を取得するものとし、直ちにA種取得金額及びB種取得金額に對象となる株式数を乗じた金額をA種優先株主及びB種優先株主に支払うものとする。
- (6) 前各号の規定にかかわらず、本請求権が行使された株式にかかるA種取得金額及びB種取得金額の合計額が、会社法において支払可能な金額(以下「法定財源」という。)を超える場合には、法定財源の範囲に相当する株式数についてのみ本請求権の効力が生じるものとし、その他の株式については本請求権の行使の効力は生じないものとする。この場合において、本請求権の効力が発生するべきA種優先株式及びB種優先株式それぞれの数は、本請求権が行使された株式にかかるA種取得金額の合計額及びB種取得金額の合計額に応じた按分計算により、A種優先株式及びB種優先株式それぞれの取得株式数を算出した上で(かかる按分計算により生じる1株未満の株式は切り捨て、本項に基づく取得の請求の対象としないものとする。)、当該算出したA種優先株式及びB種優先株式それぞれの数について、各A種優先株主又は各B種優先株主が本請求権を行使した株式の数に応じて按分した数とする(なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て、本項に基づく取得の請求の対象とはしないものとする。)。
- (7) 前各号に定めるほか、当会社が会社法第156条から第165条まで(株主との合意による取得)の定めに基づき自己株式の有償での取得を行う場合には、A種優先株主及びB種優先株主は、普通株式に優先してA種優先株式及びB種優先株式を取得の対象とすることを請求できるものとする。

6. 普通株式と引換えにする取得請求権(転換請求権)

- (1) A種優先株主は、2023年7月1日以降いつでも、当会社に対して、A種優先株式を取得することを請求す

することができるものとし、当会社はA種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

① 取得と引換えに交付する普通株式の数

- (a) A種優先株式を取得すると引換えに交付する当会社の普通株式の数は、次のとおりとする。取得と引換えに交付する。

$$\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{A種取得価額}}$$

但し、A種優先株式の払込金額は、A種優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。

- (b) 取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

② 当初取得価額A種取得価額は、当初、9,400円とする。

③ 取得価額の調整

- (a) 株式の分割、無償割当て又は併合による調整A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおりA種取得価額を調整する。

- (i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式によりA種取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但しその時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但しその時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後A種取得価額} = \frac{\text{調整前A種取得価額} \times \text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後のA種取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、A種取得価額を調整する。

$$\text{調整後A種取得価額} = \frac{\text{調整前A種取得価額} \times \text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (b) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、以下に定める調整式に基づきA種取得価額を調整する。

- (i) 調整前のA種取得価額を下回る金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合を除く)。但し、A種優先株式の取得請求権の行使その他潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味し、A種優先株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものと含む。以下同じ。)の取得原因(潜在株式等に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。)の発生による場合を除く。調整後のA種取得価額は、募集又は割当のための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)の翌日以降にこれを適用する。

- (ii) 調整前のA種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合(無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。)。調整後のA種取得価額は、募集又は割当のための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日(会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日)に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。なお、「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

$$\text{調整前A種取得価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{当該調整前A種取得価額} \times \text{新発行株式数} + \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、「既発行株式数」は、調整後のA種取得価額を適用する日の前日における、①当会社の発行済普通株式数と、②発行済潜在株式等の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなされたときに交付される普通株式数との合計数から、同日における当会社の保有する自己株式(普通株式のみ)の数を控除した数を意味するものとする(但し、当該調整の事由である普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普

普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。)。当会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。当会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。但し、本(i)及び(ii)によるA種取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式の総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。また、本(ii)によるA種取得価額の調整は、当会社の取締役、監査役若しくは従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (c) 上記(a)及び(b)に掲げた事由によるほか、下記(i)ないし(iv)のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後のA種取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、A種取得価額の調整を適切に行うものとする。
- (i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、新設分割、又は株式交付のためにA種取得価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 前(i)のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってA種取得価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了したとき。但し、潜在株式等のすべてにつき取得原因が発生した場合を除く。
 - (iv) 上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってA種取得価額の調整が必要であると取締役会が判断するとき。
- (d) A種取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (e) A種取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後A種取得価額と調整前A種取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、A種取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後A種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、A種取得価額を算出する場合には、調整前A種取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (f) A種取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主等に対して、その旨並びにその事由、調整後のA種取得価額、適用の日及び他の必要事項を通知しなくてはならない。

- (2) B種優先株主は、2025年2月6日以降いつでも、当会社に対して、B種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得すると引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

① 取得と引換えに交付する普通株式の数

- (a) B種優先株式を取得すると引換えに交付する当会社の普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式の払込金額の総額}}{\text{B種取得価額}}$$

但し、B種優先株式の払込金額は、B種優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。

- (b) 取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。
- ② 当初取得価額B種取得価額は、当初、15,380円とする。
 - ③ 取得価額の調整本項①③の規定は、B種取得価額の調整に準用するものとし、当該規定中「A種」とあるのは「B種」と読み替えて適用するものとする。

7. 取得条項(強制転換)

- (1) 当会社は、当会社について金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)の申請を行うことを取締役会で決議し、かつ、当該株式公開にかかる主幹事である金融商品取引業者からこの項の規定による請求を行うよう要請があったときは、当会社の取締役会が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかったA種優先株式をすべて取得するものとし、当会社はかかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の払込金額(但し、A種優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)をその時点における取得価額で除して得られる数の普通株式を、各A種優先株主に対して交付するものとする。なお、上記の普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 当会社は、株式公開の申請を行うことを取締役会で決議し、かつ、当該株式公開にかかる主幹事である金融商品取引業者からこの項の規定による請求を行うよう要請があったときは、当会社の取締役会が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかったB種優先株式をすべて取得するものと

し、当会社はかかるB種優先株式を取得するのと引換えに、かかるB種優先株式の払込金額(但し、B種優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)をその時点における取得価額で除して得られる数の普通株式を、各B種優先株主に対して交付するものとする。なお、上記の普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

8. 株式の併合又は分割、新株引受権等

- (1) 当会社は、株式の分割又は併合をするときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の種類ごとに同時に同一の割合でこれをするものとする。
- (2) 当会社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- (3) 当会社は、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てをするときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の株式無償割当て又はA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式の株式無償割当て又はB種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合です。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第4回新株予約権

決議年月日	2025年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名 当社従業員30名
新株予約権の数(個)※	5,940 [5,840](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 5,940 [29,200](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	15,380 [3,076](注)2
新株予約権の行使期間※	2027年3月28日～2035年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 15,380 [3,076] 資本組入額 7,690 [1,538]
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※ 当中間会計期間の末日(2025年4月30日)における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日の前月末現在(2025年9月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当社普通株式について株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が一株当たりの時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。また、上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、以下の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、行使することができる。

- ① 各新株予約権の一部行使はできない。
- ② 本新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時までにおいて、当社における取締役又は従業員の地位に休職期間その他業務に従事しない期間を除き3年以上あったことを要する。ただし、新株予約権者が死亡した場合その他の場合であって、当社の取締役会が正当な理由があると特に認めるときには、当社の取締役会が特に認める範囲において、本新株予約権を行使することができる。
- ③ 権利行使時において、以下のいずれかの条件を満たすことを要する。
 - (1) 当社の普通株式が金融商品取引所へ上場されていること
 - (2) 当社の普通株式が、店頭売買有価証券、取扱有価証券又は当社が指定する私設取引システムその他の取引プラットフォームにおいて取引可能な株式に該当すること
- ④ 注4. ④に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社の株式の譲渡（当社の総議決権の全てを本新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日における当社の代表取締役以外の特定の者並びにその親会社及び子会社が保有する場合に限る。本号において同じ。）、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会）において承認された場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償（株式の譲渡に係る契約が承認された場合にあっては、公正な価格又は（注）5. の条件に準じた内容の新株予約権の交付）で取得することができる。
- ② 本新株予約権の割当てを受けた者が、死亡以外の理由により、当社における取締役又は従業員の地位を失った場合（休職期間その他業務に従事しない期間を除き3年以上当該地位にあった場合を除く。）には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の割当てを受けた者が有している本新株予約権の全部又は一部につき無償で取得することができ、一部を取得する場合は、当社の取締役会の決議により取得する本新株予約権の一部を決定する。
- ③ 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権の割当てを受けた者が有していた本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ④ 本新株予約権の割当てを受けた者は、次に定める場合には、本新株予約権を行使することができない。この場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の割当てを受けた者が有している本新株予約権の全部又は一部につき無償で取得することができ、一部を取得する場合は、当社の取締役会の決議により取得する本新株予約権の一部を決定する。

- 1 本新株予約権の割当てを受けた者が禁固以上の刑に処せられたとき。
- 2 本新株予約権の割当てを受けた者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- 3 本新株予約権の割当てを受けた者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。
- 4 本新株予約権の割当てを受けた者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
- 5 本新株予約権の割当てを受けた者が、法令、本新株予約権に関して当社と締結した契約の規定又は当社の社内規程に違反した場合において、当社が本新株予約権の割当てを受けた者に本新株予約権を行使させることができないと認めたとき。
- 6 本新株予約権の割当てを受けた者が当社又は当社の子会社と競業関係にある会社の役職員に就任したとき（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）。

7 本新株予約権の割当てを受けた者の不正行為若しくは職務上の義務違反又は懈怠があったこと等により、
本新株予約権を行使させることが相当でない事由が生じたとき。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

⑧ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑨ 再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。

⑩ 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

再編対象会社の新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

6. 2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月5日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者の当社従業員1名の退職により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員29名となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	2025年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名 外部協力者1名
新株予約権の数(個)※	5,117(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 5,117 [25,585](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	15,380 [3,076](注)2
新株予約権の行使期間※	2027年3月28日～2035年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 15,380 [3,076] 資本組入額 7,690 [1,538]
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※ 当中間会計期間の末日(2025年4月30日)における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日の前月末現在(2025年9月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当社普通株式について株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 割当日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が一株当たりの時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。また、上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権は、以下の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、行使することができる。

- ① 各新株予約権の一部行使はできない。
- ② 権利行使時において、以下のいずれかの条件を満たすことを要する。
 - (1) 当社の普通株式が金融商品取引所へ上場されていること
 - (2) 当社の普通株式が、店頭売買有価証券、取扱有価証券又は当社が指定する私設取引システムその他の取引プラットフォームにおいて取引可能な株式に該当すること
- ③ 注4. ④に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- 4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社の株式の譲渡（当社の総議決権の全てを本新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日における当社の代表取締役以外の特定の者並びにその親会社及び子会社が保有する場合に限る。本号において同じ。）、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会）において承認された場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償（株式の譲渡に係る契約が承認された場合にあっては、公正な価格又は（注）5. の条件に準じた内容の新株予約権の交付）で取得することができる。
- ② 本新株予約権の割当てを受けた者が、死亡以外の理由により、当社における取締役又は従業員の地位を失った場合（休職期間その他業務に従事しない期間を除き3年以上当該地位にあった場合を除く。）には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の割当てを受けた者が有している本新株予約権の全部又は一部につき無償で取得することができ、一部を取得する場合は、当社の取締役会の決議により取得する本新株予約権の一部を決定する。
- ③ 本新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権の割当てを受けた者が有していた本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ④ 本新株予約権の割当てを受けた者は、次に定める場合には、本新株予約権を行使することができない。この場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の割当てを受けた者が有している本新株予約権の全部又は一部につき無償で取得することができ、一部を取得する場合は、当社の取締役会の決議により取得する本新株予約権の一部を決定する。
- 1 本新株予約権の割当てを受けた者が禁固以上の刑に処せられたとき。
 - 2 本新株予約権の割当てを受けた者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - 3 本新株予約権の割当てを受けた者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。
 - 4 本新株予約権の割当てを受けた者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき。
 - 5 本新株予約権の割当てを受けた者が、法令、本新株予約権に関して当社と締結した契約の規定又は当社の社内規程に違反した場合において、当社が本新株予約権の割当てを受けた者に本新株予約権を行使させることができないと認めたとき。
 - 6 本新株予約権の割当てを受けた者が当社又は当社の子会社と競業関係にある会社の役職員に就任したとき（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）。
 - 7 本新株予約権の割当てを受けた者の不正行為若しくは職務上の義務違反又は懈怠があったこと等により、本新株予約権を行使させることができない事由が生じたとき。
5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を、以下の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。
 - ⑧ 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑨ 再編対象会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。
 - ⑩ 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い
再編対象会社の新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
6. 2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月5日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年2月7日 (注) 1	B種優先株式 32,825	普通株式 235,000 A種優先株式 64,000 B種優先株式 32,825	252,424	751,424	252,424	745,724
2025年4月11日 (注) 2	B種優先株式 300	普通株式 235,000 A種優先株式 64,000 B種優先株式 33,125	2,307	753,731	2,307	748,031
2025年8月4日 (注) 3	普通株式 97,125 A種優先株式 △64,000 B種優先株式 △33,125	普通株式 332,125	—	753,731	—	748,031
2025年8月5日 (注) 4	普通株式 1,328,500	普通株式 1,660,625	—	753,731	—	748,031
2025年8月5日 (注) 5	普通株式 87,765	普通株式 1,748,390	82,500	836,231	82,500	830,531

(注) 1. 有償第三者割当增资

割当先 MNインターファッション株式会社、大西秀亜
発行価格 15,380円
資本組入額 7,690円

2. 有償第三者割当增资

割当先 大和新、福島信広、株式会社an butter
発行価格 15,380円
資本組入額 7,690円

3. 2025年7月15日開催の取締役会において、A種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月4日付で自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したすべての当該優先株式は2025年8月4日付で会社法第178条の規定に基づきすべて消却しております。

4. 株式分割 (1 : 5) によるものであります。

5. 2025年8月5日付で第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の権利行使により、普通株式の発行済株式数が増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2025年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
大和新（注）1、2	東京都目黒区	136,100	40.97
株式会社エラン（注）1、7	長野県松本市出川町15番12号	99,000	29.81
MNインターファッション株式会社 (注) 1	東京都港区元赤坂1丁目2番7号	32,500	9.79
大豆生田伸夫（注）1	神奈川県川崎市中原区	29,050	8.75
狩野高志（注）1	神奈川県川崎市中原区	20,000	6.02
福島信広（注）1、3	東京都練馬区	7,575	2.28
株式会社an butter（注）1、4	茨城県守谷市みずき野2丁目10番15号	7,575	2.28
大西秀亜（注）1、3	東京都練馬区	325	0.10
計	—	332,125	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等(当社代表取締役CEO)

3. 特別利害関係者等(当社取締役)

4. 特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社)

5. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6. 当社は、2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月5日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「所有株式数」は当該株式分割前の数値を記載しております。

7. 当社は、株式会社エランとの間で締結しているクラシコ株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債引受契約書の転換社債型新株予約権付社債について、2025年7月15日開催の取締役会において、2025年8月5日付での当社債の新株予約権への転換及び新株予約権の権利行使を決議いたしましたが、上記「所有株式数」には、当該権利行使前の数値を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 64,000	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 235,000 B種優先株式 33,125	普通株式 2,350 B種優先株式 331	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 (注) 1、2
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	332,125	—	—
総株主の議決権	—	2,681	—

- (注) 1. 2025年7月15日開催の取締役会決議により、定款に定める取得条項に基づき、2025年8月4日付ですべてのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式及びB種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式は、2025年8月4日付で会社法第178条の規定に基づきすべて消却しております。
2. 2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月5日付をもって普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。上記株式分割に伴い、2025年8月5日開催の臨時株主総会により、同日付で発行可能株式総数の変更及び単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。また、2025年8月5日付で第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の権利行使により、普通株式の発行済株式数が増加しております。これに伴い、提出日現在において、無議決権株式の株式数は零株、完全議決権株式(その他)の株式数は普通株式1,748,100株、議決権の数は17,481個、単元未満株式の株式数は290株、発行済株式総数の株式数は1,748,390株、総株主の議決権の数は17,481個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、当中間会計期間(2024年11月1日から2025年4月30日まで)に係る中間財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5－6」の規定に準じて前年同期との対比は行っておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当中間会計期間 (2025年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	213,453	525,770
売掛金	378,166	364,956
電子記録債権	982	1,406
商品	948,761	1,270,079
原材料	164,420	143,758
その他	51,278	228,754
貸倒引当金	△25	△88
流動資産合計	<u>1,757,038</u>	<u>2,534,637</u>
固定資産		
有形固定資産	9,338	14,842
無形固定資産	2,685	330
投資その他の資産	148,567	156,961
固定資産合計	<u>160,592</u>	<u>172,133</u>
資産合計	<u>1,917,630</u>	<u>2,706,770</u>
負債の部		
流動負債		
買掛金	337,590	433,810
短期借入金	※ 570,000	※ 650,000
1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債	165,000	165,000
1年内返済予定の長期借入金	39,345	64,779
未払法人税等	21,000	18,078
その他	184,878	207,650
流動負債合計	<u>1,317,814</u>	<u>1,539,317</u>
固定負債		
長期借入金	30,366	57,683
固定負債合計	<u>30,366</u>	<u>57,683</u>
負債合計	<u>1,348,180</u>	<u>1,597,000</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	499,000	753,731
資本剰余金	497,600	752,331
利益剰余金	△427,150	△396,292
株主資本合計	<u>569,449</u>	<u>1,109,769</u>
純資産合計	<u>569,449</u>	<u>1,109,769</u>
負債純資産合計	<u>1,917,630</u>	<u>2,706,770</u>

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
 (自 2024年11月 1 日
 至 2025年 4月 30日)

売上高	1,694,665
売上原価	800,299
売上総利益	894,365
販売費及び一般管理費	※ 848,391
営業利益	45,974
営業外収益	
受取利息	64
ポイント収入	921
為替差益	3,078
その他	335
営業外収益合計	4,399
営業外費用	
支払利息	6,436
支払手数料	5,842
その他	2,060
営業外費用合計	14,339
経常利益	36,034
税引前中間純利益	36,034
法人税、住民税及び事業税	10,167
法人税等調整額	△4,990
法人税等合計	5,177
中間純利益	30,857

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
 (自 2024年11月 1 日
 至 2025年 4月 30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前中間純利益	36,034
減価償却費	4,760
貸倒引当金の増減額（△は減少）	63
受取利息	△64
支払利息	6,436
株式交付費	1,946
売上債権の増減額（△は増加）	12,786
棚卸資産の増減額（△は増加）	△300,656
前渡金の増減額（△は増加）	△146,443
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△30,662
仕入債務の増減額（△は減少）	96,219
未払金の増減額（△は減少）	9,945
契約負債の増減額（△は減少）	14,882
その他の流動負債の増減額（△は減少）	△3,472
その他	△122
小計	△298,345
利息の受取額	64
利息の支払額	△6,806
法人税等の支払額	△11,672
営業活動によるキャッシュ・フロー	△316,760
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△7,578
無形固定資産の取得による支出	△330
敷金及び保証金の差入による支出	△3,280
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,189
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	80,000
長期借入れによる収入	80,000
長期借入金の返済による支出	△27,249
株式の発行による収入	507,515
財務活動によるキャッシュ・フロー	640,266
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	312,316
現金及び現金同等物の期首残高	213,453
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 525,770

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※ 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、前事業年度において取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。また、当中間会計期間においては取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年10月31日)	当中間会計期間 (2025年4月30日)
当座貸越極度額の総額	250,000千円	350,000千円
借入実行残高	250,000	350,000
差引額	—	—

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
給料手当	230,935 千円
広告宣伝費	170,052 千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
現金及び預金	525,770千円
現金及び現金同等物	525,770千円

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2025年2月7日付で、MNインターファッション株式会社及び大西 秀亜氏から第三者割当増資の払込みを受けました。また、2025年4月7日付で、大和 新氏、福島 信広氏、株式会社an butterから第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当中間会計期間において資本金が254,731千円、資本準備金が254,731千円増加し、当中間会計期間末において資本金が753,731千円、資本剰余金が752,331千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、メディカルアパレル事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	
国内EC	518,348
国内店舗	191,714
国内法人	946,849
海外	37,753
顧客との契約から生じる収益	1,694,665
外部顧客への売上高	1,694,665

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、当社は、2025年8月5日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益を算定しております。

項目	当中間会計期間 (自 2024年11月 1 日 至 2025年 4月 30日)
(1) 1株当たり中間純利益	26円26銭
(算定上の基礎)	
中間純利益（千円）	30,857
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	30,857
普通株式の期中平均株式数（株）	1,175,000
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	19円65銭
(算定上の基礎)	
中間純利益調整額（千円）	—
普通株式増加数（株）	395,461
(うちA種優先株式（株）) (うちB種優先株式（株）)	(320,000) (75,461)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回新株予約権 新株予約権の数5,940個 (普通株式29,700株) ・第5回新株予約権 新株予約権の数5,117個 (普通株式25,585株)

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債にかかる新株予約権の行使)

1. 優先株式の取得及び消却

当社は、2025年7月15日開催の取締役会決議により、定款に定める取得条項に基づき、2025年8月4日付ですべてのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式及びB種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式は、2025年8月4日付で会社法第178条の規定に基づきすべて消却しております。

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 64,000株

B種優先株式 33,125株

(2) 交換により交付した普通株式数 97,125株

(3) 交換後の発行済普通株式数 332,125株

2. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債にかかる新株予約権の行使

当社が発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権のすべてについて、2025年8月5日付で権利行使が行われております。当該権利行使の概要は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の行使個数 1個

(2) 発行した株式の種類及び株式数 普通株式 87,765株

(3) 転換社債型新株予約権付社債の減少額 165,000千円

(4) 資本金の増加額 82,500千円

(5) 資本準備金の増加額 82,500千円

以上の結果、2025年8月5日時点の発行済株式総数は1,748,390株、資本金は836,231千円、資本準備金は830,531千円となっております。また、株式会社エランの当社に対する議決権割合は33.33%となり、当社は株式会社エランの持分法適用関連会社となりました。

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2025年7月15日開催の取締役会決議により、2025年8月5日付をもって普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、2025年8月5日開催の臨時株主総会により、同日付で発行可能株式総数の変更及び単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2025年8月5日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 332,125株

株式分割により増加する株式数 1,328,500株

株式分割後の発行済株式総数 1,660,625株

株式分割後の発行可能株式総数 6,993,560株

(3) 株式分割の効力発生日

2025年8月5日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(5) 資本金の額の変動

今回の株式分割に際して、資本金の額の変動はありません。

(6) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2025年8月5日の効力発生日と同時に新株予約権の1株当たり行使価額を次のとおり調整しております。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	9,400円	1,880円
第4回新株予約権	15,380円	3,076円
第5回新株予約権	15,380円	3,076円

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、2025年8月5日開催の臨時株主総会決議により、同日付で当社定款第6条の発行可能株式総数を変更しております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

変更前定款	変更後定款
第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>720,000</u> 株 とする。	第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>6,993,560</u> 株 とする。

(3) 定款変更の効力発生日

2025年8月5日

4. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年9月25日

クラシコ株式会社
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

田代 学

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

梅津一哲

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクラシコ株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（2024年11月1日から2025年4月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クラシコ株式会社の2025年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎と

なる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上